

# ヘルス不調者取扱い規程

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、職員等（就業規則及びパート等就業規則に定める「職員」をいう。以下同じ。）のヘルス不調に係る取扱いについて定める。

### 第2条（適用の範囲）

メンタル含む体調不良の者に、この規程を適用する。

## 第2章 ヘルス不調者の扱い

### 第3条（報告・相談）

体調不良について本人または他職員から申出があった場合、所属長は相談記録として受け付け、法人へ報告するものとする。

2 現在通院しており、病名が明確な場合は、医師の診断書を所属長を通して法人へ提出すること。

3 業務運営上支障が生じる場合は、本人、主治医、他職員からの意見も踏まえ、業務内容等の見直しを検討する。その場合、試用期間中の者は、正職員としての採用を取り消す場合がある。

## 第3章 休職に関する定め

### 第4条（休職の発令）

職員が、特定の疾患もしくはそれに準ずる症状を原因として、欠勤・早退が続いたとき又は本人から申出があった場合、法人は休職を命ずることができる。この場合、本人は医師による診断書を提出しなければならない。

2 休職期間の扱いは、就業規則の規定による。

### 第5条（診断書の提出）

休職期間中は、毎月1回医師による診断書（又は意見書等）を提出しなければならない。

## 第6条（窓口）

休職者との連絡は管理者が行い、定期的に連絡をとるよう努める。

## 第7条（再発の取扱い等）

復職してから3ヶ月以内に同種の疾患により再び休職した場合は、その前後の休職期間は通算する。

# 第4章 復職に関する定め

## 第8条（復職の判定）

休職期間中に休職の事由がなくなったとして本人から復職の申出があったとき又は法人が当該事由がなくなったと判断したときは復職を命ずることができる。

### 2 職場復帰の可否の判断基準は次のとおりとする。

- 一 本人が復職に対し十分な「意欲」を示していること
- 二 主治医による職場復帰可能の「診断書」があること
- 三 「試し出勤」により、職場復帰が妥当と判断されていること
- 四 本人が「復職プランに同意」していること

## 第9条（復職委員会）

復職の適切な判定並びに休職者の円滑な職場復帰及び再燃・再発防止を目的として、復職委員会を設置する。

- 2 復職委員会は、休職者の復職の判定、復職プランの作成、復職後の支援（フォローアップ）の業務を行う。
- 3 復職委員会の運営は、理事長において行う。その委員の構成は、理事長が決定する。

## 第10条（復職の判定等）

復職委員会は、復職の判定に際しては、「復職判定評価票」（様式1号）を作成する。

- 2 復職委員会は、復職の判定を行ったときは、復職者の就労条件等を定めた「復職プラン」（様式2号）を作成する。

## 第11条（試し出勤制度について）

試し出勤は、原則2週間とし、半日勤務とする。ただし、この期間における本人の勤務状態に応じて、管理者の判断により中止する場合がある。

第11条（復職後のフォローアップについて）

復職委員会は、復職後一定期間を置いて、復職者の勤務状況、職場適応力、業務遂行能力等の再評価を行い、その結果、必要と認めれば復職者の就労条件等の見直しを行う。

第12条（補足）

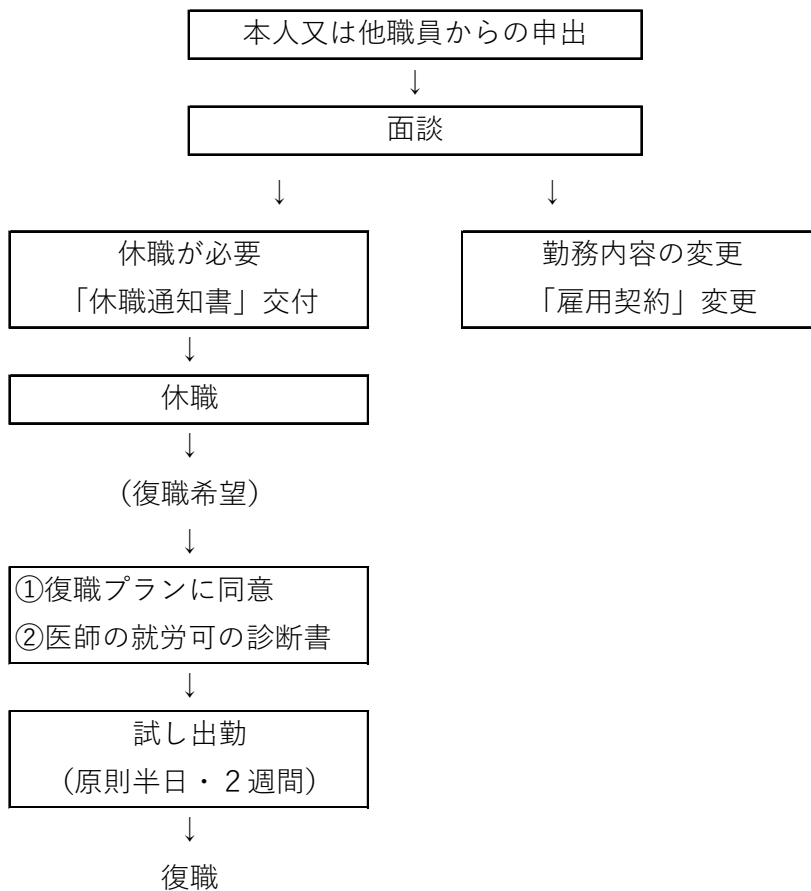
この規程の実施に関し、必要な細則等は理事長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から改定する。

この規程は、令和4年5月1日から一部改正する。

<フロー図>



様式 1号

### 復職判定評価票

復職委員会開催日：令和4年5月9日

出席者：蒔苗理事長、長谷川所長

所 属	氏 名	生年月日
	(男・女)	
入社年月日		
休職開始日		
これまでの経過のまとめ		
主治医による意見	診断書参照	
	(復職・業務の配慮についての意見)	
現状の評価・問題点 (面談結果等)		
面談日時	年 月 日	面談者 ( )
(1) 生活面の評価 (起床、睡眠、食事、運動 等)		
(2) 心理面の評価 (仕事(復職)に対する意欲、対人交流、協調性、感情のコントロール 等)		
(3) 業務遂行能力の評価 (持続性、知的理解力、表現能力 等)		
(4) 復帰を予定している職場環境の評価 (業務量、業務内容、上司・同僚のサポート 等)		
(5) その他考慮すべき事項 (他の疾患、家族の状況、通勤方法、通院治療、副作用 等)		
※復職に関する本人の要望 (復帰職場、就労条件、業務内容 等)		
職場復帰の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 (理由 )	
職場復帰予定日		

様式 2号

復 職 プ ラ ン

(作成日 年 月 日)

所 属	氏 名	生年月日 (年齢)		休職開始日
		年 月 日 ( 歳)		平成 年 月 日
職場復帰予定日	平成 年 月 日			
復帰先職場名	現職場	現職場以外	( )	
労 働 時 間 等	始業・終業	時 分 ~ 時 分		
	1週間の出勤日			
	時間外労働	不可	1日 ( ) 時間まで可	1週間 ( ) 時間まで可
	上記以外で配慮すべき点	(出張、深夜業務、交替制勤務、接客(対人)業務等)		
業 務 内 容 等	復帰後の業務内容			
	業務の軽減措置内容			
	就業上の留意点			
復帰プランに対する主治医の意見				
本人意思確認予定日 (復帰プラン説明日)	年 月 日 ( 曜日)		担当者 ( )	
職場復帰最終決定予定日	年 月 日 ( 曜日)			

(復帰後のフォローアップ)

(1)	通院治療 (予定)	頻度		服 薬	( 有 ・ 無 )
(2)	面談 (予定)	頻度		面談者	
(3)	勤務状況・業務遂行能力等の再評価を行う時期			月に1回	
復帰プランの見直し予定日		年 月 日			